平成２２年（フ）第８号
青森県十和田市東十三番町14―20　ごよう荘１号、住民票上の住所青森県十和田市東二十四番町12番37号
債務者　清水真由美
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第１６号
福島県喜多方市関柴町三津井字堂ノ下277番地１、前住所福島県耶麻郡北塩原村大字桧原字剣ケ峯1093番地523
債務者　小椋恵美子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
群馬県高崎市金古町414番地
債務者　目崎　　賢
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３５号
群馬県高崎市浜尻町946番地　市住６号棟611号
債務者　梶川　亮平
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３７号
群馬県富岡市神成768番地２
債務者　深澤　輝樹
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第６８号
埼玉県川口市領家２丁目20番６号　よろずいち荘101号
債務者　金城美弥子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７３号
埼玉県戸田市大字新曽839番地　Ｆ．Ｉ．Ｓ．戸田西417号室
債務者　石川　充男
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３８７号
埼玉県深谷市荒川849番地
債務者　大畑佳代子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５７９号
埼玉県比企郡滑川町みなみ野１丁目12番地12
債務者　鈴木　直樹
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１０号
埼玉県羽生市大字上岩瀬1665番地10
債務者　渡辺　三男
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１１号
埼玉県羽生市大字上岩瀬1665番地10
債務者　渡辺　利子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２４号
埼玉県東松山市大字正代765番地16
債務者　大野　利恵
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３７号
埼玉県東松山市大字岡1311番地２
債務者　橋本　　香
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４５号
埼玉県熊谷市妻沼1477番地１　須田マンション５号
債務者　中村　堅二
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４９号
埼玉県行田市富士見町２丁目１番地24
債務者　杉本　昌子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５３号
埼玉県本庄市日の出１丁目３番10号
債務者　舘内かおる
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５４号
埼玉県熊谷市万吉2098番地１　塚本ハイツ106
債務者　林　　敦子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部